岐阜県建設発生土管理基準

平成１９年　２月　５日制定
（平成１９年　４月　１日施行）
平成２０年　２月２９日改正
（平成２０年　４月　１日施行）
平成２４年　３月２３日改正
（平成２４年　４月　１日施行）
平成２６年　３月２６日改正
（平成２６年　４月　１日施行）
平成２９年　３月２９日改正
（平成２９年　４月　１日施行）
平成３１年　３月２５日改正
（平成３１年　４月　１日施行）
令和　３年　３月３０日改正
（平成３１年　４月　１日施行）
令和　３年　３月３０日改正
（令和　３年　４月　１日施行）
令和　４年　８月２４日改正
（令和　４年　９月　１日施行）
令和　７年　７月３１日改正
（令和　７年　８月　１日施行）

令和７年８月１日

岐　　阜　　県

農　政　部　・　林　政　部
県土整備部　・　都市建築部

岐阜県建設発生土管理基準

目　　次

頁

第１章　総　　則

１　目的 …… 1

２　用語の定義 …… 1

３　県条例の趣旨等 …… 2

４　管理基準の適用範囲 …… 2

５　発注者の責務 …… 3

第２章　環境基準

１　土砂等の環境基準等 …… 3

２　汚染要因の確認調査及び土壌検査の実施 …… 3

３　汚染要因 …… 3

４　土壌検査 …… 4

５　建設発生土を搬出及び搬入する場合の扱い …… 4

６　民有地への処理 …… 4

７　汚染された建設発生土の扱い …… 5

その他 …… 5

様式－1　　建設発生土の管理調書（搬出用）　作成者：搬出側発注者　7

様式－1-2　建設発生土の管理調書（搬入用）　作成者：搬入側発注者　8

様式－2　汚染要因に関する調査票　作成者：搬出側発注者　9

資料　　特に留意する業種　10

様式－3　土壌検査結果証明書　作成者：試験機関　11

別表１　埋立て等に使用される土砂等の環境基準　12

様式－4　県発注工事における土壌汚染について　作成者：発注担当者　13

様式－5　土砂等採取元証明書　作成者：搬出側元請業者　14

別表２　試料の採取方法　15

別表３　構造上の基準　16

工事発注から完了までの事務フロー　17

土壌検査の実施から検査結果報告までの事務フロー　18

岐 阜 県 建 設 発 生 土 管 理 基 準

第１章　総　則

１　目　的

この基準は、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」（平成１９年４月１日施行　以下「県条例」という。）の趣旨を尊重し、発生する建設発生土を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

２　用語の定義

この基準における用語の意義は次のとおりとする。

（１）　公共工事

国、地方公共団体等が発注する建設工事をいう。

（２）　建設発生土

建設工事に伴い発生する土砂等をいう。

（３）　埋立て等

土地の埋立て、盛土その他土地への堆積をいう。（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）

（４）　特定事業

埋立て等を行う区域（宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域において採取された土砂等を当該事業に供するものであるときは、当該事業を行う区域）以外の場所において採取又は製造（以下「採取等」という。）が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が 3,000 平方メートル以上であるものをいう。

（５）環境基準に適合しない土砂等（汚染土壌）

環境基本法第 16 条第 1 項の規定による土壌の汚染に係る環境に関する基準に適合しない土砂等をいう。

（６）製造物等

製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物をいう。（例　埋戻材、補強剤、改良土）

（7） 工事間利用等

建設発生土を利用する次のものをいう。

① 他の公共工事での利用

② 公共工事で利用するために一時的な仮置場やストックヤード等へのたい積

③ 再利用のための土壌改良プラントへのたい積

④ 公共工事で行う民有地等への埋立て

（8） 土砂等の環境基準

別表１に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」をいう。

3 県条例の趣旨等

（1） 県条例の骨子

県条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保し、もって県民生活環境を保全することを目的とするものであり、その骨子は次のとおりである。

① 事業者は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

② 埋立て等に使用する土砂等の環境基準の設定

③ 環境基準に適合しない埋立て等の禁止等

④ 一定規模以上の事業区域における埋立て等の事業の許可制の導入

⑤ 特定事業区域における土砂の堆積の構造について構造の基準を制定

⑥ 特定事業に係る土地所有者の責務の強化

（2） 県条例の適用対象等

① 県条例の適用対象

県条例は、すべての埋立て等を行う行為に適用するものである。

② 許可を要する事業

埋立て等を行う区域の面積が 3,000 平方メートル以上の特定事業は、知事の許可が必要である。また、許可を受けた特定事業区域への土砂等の搬入は、知事への届け出が必要である。

（3） 公共工事の取扱い

県条例における公共工事の取扱いは、次のとおりである。

① 公共工事により特定事業を実施する場合は、知事の許可は不要である。

② 建設発生土を特定事業区域へ搬出する場合において、製造物等を含むときは、環境基準に適合していることを証する土壌検査の結果の添付を要する。

ただし、製造物等を含まないときは、環境基準に適合していることを証する土壌検査の結果の添付を省略できる。

4 管理基準の適用範囲

この基準は、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が発注する建設工事に適用する。

５　発注者の責務

公共工事の発注者は、次の事項についてその責務を負うものとする。

（１）　建設発生土の利用にあたり、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずる。

（２）　工事請負者に対し、県条例及び本基準の趣旨を周知徹底させ、建設発生土の適正な管理を指導する。

（３）　建設発生土の管理状況に関する書類は、「建設発生土の管理調書」（様式－1）に内容を記載のうえ、所属長の承認を得ること。また、保存期間は、工事完了日の次の年度から起算して５年間とする。ただし、維持管理事業及び災害復旧事業については、様式－１の作成を省略することができる。

第２章　環境基準

１　土砂等の環境基準等

（１）　土砂等の環境基準

建設発生土により埋立て等を行う場合は、当該建設発生土が別表１に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」に適合していなければならない。

（２）　環境基準に適合しない建設発生土による埋立ての禁止

環境基準に適合しない建設発生土により埋立て（工事間利用を含む）は行ってはならない。

（３）　環境基準の適否の確認

環境基準の適否の確認は、様式-2 に定める「汚染要因に関する調査票」に基づき実施するものとする。5,000m3 以上の建設発生土を搬出する工事については、土壌検査結果により適否を確認する。

ただし、維持管理事業及び災害復旧事業については、様式-2 の調査及び土壌検査を省略することができる。

２　汚染要因の確認調査及び土壌検査の実施

確認調査及び土壌検査は次により行うものとする。

（１）5,000m3 以上の建設発生土を搬出する工事については、搬出量 5,000m3 ごとに１回以上、土壌検査を行うものとする。

（２）5,000m3 未満の建設発生土を搬出する工事については、様式-2 に定める「汚染要因に関する調査票」により確認調査を行い、汚染された恐れがあると判断された場合は、土壌検査を１回以上行うものとする。（３）上記に該当しない場合において、必要と認められる工事（※）については、土壌検査を行うものとする。

※建設発生土の搬出先の受入れ条件等により、土壌検査が必要な場合で、受発注者間の指示、承諾または協議により実施されるもの。

３　汚染要因

次に掲げる汚染要因に該当する土地から生ずる建設発生土は、汚染された恐れがあるため、土壌検査を行うものとする。従って、この要因に該当しないものは、土砂等の環境基準に適合している

ものとして取扱う。

（１）資料の業種の工場・事業場用地又は過去に工場・事業場として使用された土地
（２）明らかに汚染された履歴のある土地
（３）過去に薬品等により土壌改良等の処理をした土地

４　土壌検査

（１）　試料の採取は別表２に定める「試料の採取方法」により行うものとする。
（２）　土壌検査は別表１に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」の項目、基準値、測定方法により行うものとする。
（３）　土壌検査結果証明書は、計量法第 107 条の規定により登録を受けた者（以下「分析機関」という）が発行したものとし、原則として様式-3 によるものとする。
（４）　受注者は、第２章-２に基づき土壌検査を行う場合は、発注者に対してあらかじめ検体提出日や分析機関による検査結果報告予定日等を報告すること。
（５）受注者は、分析機関に対して、以下の事項を依頼すること。その際、発注者の連絡先など必要な情報を提供すること。
①環境基準を超える測定値が確認された場合は､別表１に定める項目すべての測定を待たずに、直ちに発注者及び受注者に連絡すること。
②基準超過項目の有無に関わらず「土壌検査結果証明書（様式-3）」を受注者に送付する際に、その写しを発注者へ送付すること。
（６）　発注者は､分析機関または受注者から前項①により連絡を受けた場合は､直ちに環境部局（※）へ連絡を行い、その後、前項②による検査結果を受理したら、直ちに環境部局（様式-4）へ報告すること。
なお、基準超過項目が無い場合は、環境部局への連絡、報告は不要とする。
※環境部局：岐阜地域環境室（施工場所が岐阜市内の場合は市環境局）または県事務所環境課

５　建設発生土を搬出及び搬入する場合の扱い

建設発生土を搬出及び搬入する場合は、以下のとおりとする。
ただし、維持管理事業及び災害復旧事業については（１）の場合を除き、適用除外することができる。

（１）　公共工事から民間が行う特定事業へ搬出する場合
公共工事から建設発生土を搬出する場合において、製造物等を含む時は、環境基準に適合していることを証する「土壌検査結果証明書」（様式－3）及び「土砂等の採取元証明書」（様式－5）を提出する。ただし、製造物等を含まない時は、環境基準に適合していることを証する「土壌検査結果証明書」（様式-3）の提出については、省略できる。
（２）　（１）以外の場合（公共工事から他の公共工事へ搬出する場合及び公共工事から民間が行う特定事業以外の民間事業へ搬出する場合。）
公共工事から建設発生土を搬出する場合は、「汚染要因に関する調査票」（様式-2）又は「土壌検査結果証明書」（様式-3）、及び「土砂等採取元証明書」（様式-4）を提出する。

（３） 他の公共工事から公共工事へ搬入する場合

他の公共工事から建設発生土を搬入する場合は、「汚染要因に関する調査票」（様式-2）又は「土壌検査結果証明書」（様式-3）、及び「土砂等採取元証明書」（様式-4）を受理する。

（４） 公共工事以外から公共工事へ搬入する場合

① 砕石法（昭和 25 年法律第 291 号）、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する土砂等売渡、譲渡証明を受理する。

② 公共工事以外から建設発生土を搬入する場合は、「土壌検査結果証明書」（様式-3）及び「土砂等採取元証明書」（様式-5）を受理する。

６ 民有地への処理

建設発生土を民有地への埋め立て等に用いる場合は、周辺環境を調査し、近隣の農地や集落への影響が出ない方法により処理するものとする。

（１） 民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合

民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合は、公共工事の発注者において、特定事業であるか否かを確認するため、面積を調査するものとする。

また、民有地の所有者と協議して、築造或いは管理方法等について承諾書を取り交わしておくこと。

（２） 公共工事の発注者が所有者に代わって埋立て等を行う場合は、別表 3 に定める「構造上の基準」により行うこと。なお、当該埋立て等に建設発生土を搬入する場合の扱いは前項５と同様とする。

７ 汚染された建設発生土の扱い

土壌検査の結果、建設発生土が土砂等の環境基準に適合しない場合は、建設発生土自然由来重金属等汚染対策の手引きなどを参考に対応することとし、岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則第４条第１項に定める措置により、もしくは学識経験者等による岐阜県建設発生土処理対策調査委員会での検討を踏まえ、発生土の適正な処理を行うものとする。

その他

この基準に定めのない事項については、各部の主管課（県土整備部は技術検査課）と協議するものとする。

附　則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（平成 19 年 2 月 5 日制定）

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。（平成 20 年 2 月 29 日改正）

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（平成 24 年 3 月 23 日改正）

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（平成 26 年 3 月 26 日改正）

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。（平成 29 年 3 月 29 日改正）

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（平成 31 年 3 月 25 日改正）

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（令和 3 年 3 月 30 日改正）

この基準は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。（令和 4 年 8 月 24 日改正）

この基準は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。（令和 7 年 7 月 31 日改正）

様式－1

建 設 発 生 土 の 管 理 調 書（搬出用）

年　　月　　日

このことについて、下記により建設発生土を搬出してよろしいか。

建　設　発　生　土　搬　出　計　画					
事　業　年　度		区　分	公・単	事業名	
工　　事　　名					
工　事　箇　所					
発生土土砂量	m3	うち搬出土砂量		m3	
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地		搬出予定量(m3)	備　　考	

施　　工　　実　　績（完成後作成）

職　氏　名

作　成　日　　年　　月　　日

請　負　業　者　名		現場代理人	
工　　期	年　月　日　～　年　月　日		
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地	搬出土量(m3)	搬出機関名又は 事業場等責任者

●搬出する土砂の箇所が明示された平面図を添付することがのぞましい。

●本調書は、事務所内で一括ファイルし、工事完了日の次の年度から起算して５年間保管する。

●維持管理事業及び災害復旧事業については、本調書の作成を省略することができるものとする。

様式－1-2

建 設 発 生 土 の 管 理 調 書（搬入用）

年　　月　　日

このことについて、下記により建設発生土を搬入してよろしいか。

建　設　発　生　土　搬　入　計　画					
事　業　年　度		区　分	公・単	事業名	
工　　事　　名					
工　事　箇　所					
事　業　面　積	m2	搬入土砂総量			m3

供給元工事名等	工事箇所又は所在地	搬入予定量（m３）	土砂区分該当数字に○印
			１．２．３
			１．２．３
			１．２．３
			１．２．３

土砂区分は、次のものから選択する。

１　他の公共工事から建設発生土を搬入するもの。

２　公共工事以外から建設発生土を搬入するもの。

３　法令等により許認可された採取土砂を搬入するもの。

施　　工　　実　　績（完成後作成）

職　氏　名

作　成　日　　年　　月　　日

請　負　業　者　名		現場代理人	
工　　期	年　月　日　～		年　月　日

供給元工事名又はストックヤード等その他名	工事箇所又は所在地	搬入土量（m3）	供給元機関名又は施設等責任者

●搬入する土砂の箇所が明示された平面図を添付すること。

●本調書は、事務所内で一括ファイルし、工事完了日の次の年度から起算して５年間保管する。

●維持管理事業及び災害復旧事業については、本調書の作成を省略することができるものとする。

様式－2

汚 染 要 因 に 関 す る 調 査 票

<table>
<tr><td>事　業　年　度</td><td></td><td>区分</td><td>公・単</td><td>事業名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工　事　箇　所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>調　査　年　月　日</td><td colspan="3">年　月　日～
年　月　日</td><td>調査事務所名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>No</td><td colspan="7">土　地　環　境</td></tr>
<tr><td>①</td><td colspan="3">□　資料の業種の工場・事業場用地又は過去に工場・事業場として使用された土地</td><td rowspan="3" colspan="4">継続事業の場合
隣接した先行工事名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
実施年度 ＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td></td><td>業務分類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="3">□　明らかに汚染された履歴のある土地</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="3">□　過去に薬品等により土壌改良等の処理をした土地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">土砂の環境基準の判断区分</td><td colspan="6">1)　汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、環境基準に適合している。
2)　継続事業であり、隣接した先行工事での汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、環境基準に適合している。
3)　汚染の恐れを有する為、土壌検査を実施した結果、別添土壌検査結果のとおり環境基準に適合する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">判　　定</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="8">□当該工事箇所の土砂は、上記土砂の環境基準の判断区分＿＿により環境基準に適合している。
□当該工事箇所の土砂は、環境基準に適合していない。</td></tr>
</table>

●上記土地環境の項目が該当する場合は■とし、上記「土地環境」欄①の「業務分類」欄には「資料」（P9 参照）から選択記入。また判定欄についても該当する項目を■とする。
●土地環境については、履歴調査等を参考とすること。
●上記土地環境の 3 項目のいずれかに該当する土地は、土壌検査が必要である。
●建設発生土を特定事業区域（公共事業において特定事業区域で埋立て等を実施する場合は除く。）へ搬出する場合でかつ製造物等を含む場合は、当然土壌検査を要する。
●維持管理事業及び災害復旧事業については、本調査を省略することができるものとする。

資　料

特　に　留　意　す　る　業　種

産業分類中分類		産業分類小分類		産業分類細分類	
木材・木製品製造業	13	その他の木製品製造業	139	木材薬品処理業	1391
パルプ・紙・紙加工品製造業	15				
出版･印刷・同関連産業	16				
化学工業	17	化学肥料製造業	171		
		無機化学工業製品製造業	172		
		有機化学工業製品製造業	173		
		油脂加工製品・石鹸･合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	175	塗装製造業 印刷インキ製造業	1754 1755
		医薬品製造業	176		
		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	177		
		その他の化学工業	179	農薬製造業	1792
石油製品、石炭製品製造業	18	石油製造業	181		
		潤滑油・グリース製造業	182		
		コークス製造業	183		
		舗装材料製造業	184		
		その他の石油・石炭製品製造業	189	廃油再生業	1899
なめし皮・同製品・毛皮製品業	21	なめし皮製造業	211		
窯業・土石製品製造業	22	ガラス・同製品製造業	221		
		セメント・同製品製造業	222		
		その他の窯業・土石製品製造業	229		
鉄鋼業	23				
非鉄金属製造業	24				
金属製品製造業	25				
一般機械器具製造業	26				
電気機械器具製造業	27				
情報通信機械器具製造業	28				
電子部品・デバイス製造業	29				
輸送用機械器具製造業	30				
精密機械器具製造業	31				
その他の製造業	32	貴金属製品製造業	321	貴金属製品製造業	3211
水道業	36	下水道事業	363	下水道処理場	3631
宿泊業	72	旅館、ホテル	721	温泉旅館	7211
医療業	73	病院	731		
		診療所	732		
洗濯・理容・美容・浴場業	82	洗濯業	821	クリーニング業	8211
その他の生活関連サービス業	83	他に分類されない生活関連サービス業	839	写真現像・焼付け業	8393
廃棄物処理業	85	一般廃棄物処理業	851	ごみ処分業	8516
		産業廃棄物処理業	852	産業廃棄物処分業	8522
自動車整備業	86				
機械等修理業	87				

※本表は、総務省統計局編集の日本標準産業分類に基づく。本表の業種名を選択し、汚染要因に関する調査票の業務分類に細分類から順次該当するものを記載する。

様式－3

土 壌 検 査 結 果 証 明 書

様

発　行　番　号
分　析　機　関　名
代　　表　　者　　印
所　　在　　地
電　　話　　番　　号
計量証明事業者の登録番号
環　境　計　量　士　　印

年　月　日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。（検体区分・番号　　）

計量の対象	単位	測定値	定量限界	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l			0.003以下	JIS規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3,14.4,14.5
全シアン	mg/l			不検出	規格K0102-2　9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4,9.5,9.6（蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7又は水質環境基準告示付表1（蒸留操作は装置にて行う。）
有機燐	mg/l			不検出	規格K0102-4　7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102-4　7.2.1,7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び7.2.6に定める方法
鉛	mg/l			0.01以下	規格K0102-3 13.2,13.3,13.4又は13.5
六価クロム	mg/l			0.05以下	規格K0102-3 24.3(24.3.7を除く。)
砒素	mg/l			0.01以下	規格K0102-3 20.2,20.3,20.4又は20.5
総水銀	mg/l			0.0005以下	昭和46　環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46　環告第59号付表3、　昭和49　環告第64号付表1
ＰＣＢ	mg/l			不検出	昭和46　環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l			0.02以下	規格K0125 5.1,5.2,5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002以下	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/l			0.002以下	平成9年　環境庁告示第10号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004以下	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1以下	規格K0125 5.1,5.2,5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04以下	シス体　規格K0125 5.1,5.2,5.3.2 トランス体　規格K0125 の5.1,5.2,5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1以下	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006以下	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.01以下	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01以下	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002以下	規格K0125 5.1,5.2,5.3.1
チウラム	mg/l			0.006以下	昭和46　告示環告第59号付表
シマジン	mg/l			0.003以下	昭和46　告示環告第59号付表6第1､第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02以下	昭和46　告示環告第59号付表6第1､第2
ベンゼン	mg/l			0.01以下	規格K0125 5.1,5.2,5.3.2
セレン	mg/l			0.01以下	規格K0102-3 26.2,26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	mg/l			0.8以下	規格K0102-2 5.2及び5.3,5.2及び5.4,5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほう素	mg/l			1以下	規格K0102-3 5.2,5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05以下	昭和46年　環境庁告示第59号付表7
農用地（田に限る。）砒素	mg/kg			15以下	昭和50　総令第31号第1条第3項及び第2条
農用地（田に限る。）銅	Mg/kg			125以下	昭和47　総令第66号第1条第3項及び第2条
検体の性状	形状			色	におい
備考	発生場所： 発生事業者名： 発注者（担当課）： 工事名：				

＊計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の名前又は名称及び事業者の所在地を備考欄に記入。

＊様式については、最新のものを使用すること。

別表１

埋立て等に使用される土砂等の環境基準

項　　目	基　準　値	測　　定　　方　　法
カドミウム	検液１ﾘｯﾄﾙにつき0.003mg以下	JIS規格（以下「規格」という。）K0102－3の14.3,14.4,14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4,9.5,9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7又は水質環境基準告示付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102-4 7.2.1,7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び7. 2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液１ﾘｯﾄﾙにつき0.01mg以下	規格K0102-3の13.2,13.3,13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	検液１ﾘｯﾄﾙにつき0.05mg以下	規格K0102-3の24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170の7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1ﾘｯﾄﾙにつき0.01mg以下、かつ埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1kgにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあっては、規格K0102-3の　20.2,20.3,20.4又は20.5に定める方法 農用地に係るものにあっては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1ﾘｯﾄﾙにつき0.0005mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表２に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等のように供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合はにあっては、試料1kgにつき125mg未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液１ﾘｯﾄﾙにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液１ﾘｯﾄﾙにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１ﾘｯﾄﾙにつき0.002mg以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1・2-ジクロロエタン	検液１ﾘｯﾄﾙにつき0.004mg以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.3.2に定める方法
1・1-ジクロロエチレン	検液１ﾘｯﾄﾙにつき0.1mg以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法
1・2-ジクロロエチレン	検液１ﾘｯﾄﾙにつき0.04mg以下	シス体　規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法 トランス体　規格K0125の5.1,5.2,5.3.1に定める方法
1・1・1-トリクロロエタン	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき1mg以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法
1・1・2-トリクロロエタン	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき0.006mg以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法
1,3－ジクロロプロペン	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1に定める方法
チウラム	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき0.006mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき0.003mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき0.02mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法
セレン	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき0.01mg以下	規格K0102-3 26.2,26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき0.8mg以下	規格K0102-2の5.2及び5.3,5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほう素	検液中１ﾘｯﾄﾙにつき1mg以下	規格K0102-3の5.2,5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	検液１ﾘｯﾄﾙにつき0.05mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備　考

１．基準値の欄中、検液中濃度に係るものにあっては、平成３年環境庁告示第 46 号付表に定める方法より検液を作成し、これを用いて測定するものとする。この場合においては、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

２．基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

３．有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

様式-4

第　　号
令和　年　月　日

○○県事務所長　様
（管轄環境部局の長）

○○事務所長

県発注工事における土壌汚染について（報告）

当事務所発注工事において土壌検査を実施したところ、土壌環境基準に適合しない土砂が確認されましたので、下記のとおり報告します。

記

１　工事名

○○○事業　○○工事

２　工事場所

○○市○○町○○地内

３　土壌検査の目的

（工事に伴い発生する掘削土の処分を行うにあたり、事前に掘削予定地の土壌検査を実施したもの。）

４　発注者（担当）

○○事務所○○課○○係　担当：○○
電話番号○○○－○○○－○○○○（内線○○○）

５　土壌検査の概要

土壌溶出量調査

項目	調査結果	土壌環境基準	基準超過倍率
（カドミウム）	（○○mg/L）	（▲▲mg/L 以下）	（○倍）

６　添付書類

・位置図
・土壌検査結果証明書（写）

様式－5（条例第 12 条関係第 8 号様式準用）

土　砂　等　採　取　元　証　明　書

年　　月　　日

様

採取元（発生元）事業者
住　　所
事 業 者 名
代表者又は現場責任者　　印
電話番号

搬出する土砂等が次の工事現場から採取（発生）された土砂等であることを証明します。

土砂等の採取場所の所在地		
土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名	
	発注者	氏名： 住所： 電話番号：
	工事施行期間	年　月　日から　　年　月　日まで
当該埋立て等区域への土砂等の搬入予定量		立方メートル
今回の証明に係る土砂等の量		立方メートル
当該埋立て等区域への土砂等の搬入期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日
発生土砂等の土壌検査結果証明書の有無		有　　無
証明に係る土砂等の運搬事業者名、住所及び電話番号	運搬事業者名： 住所　　： 電話番号　：	

（注）特定事業区域へ搬出する場合は、条例第 12 条関係第 8 号様式を使用すること。
その場合の宛名は、条例第 10 条の規定により許可を受けたものとし、証明者は搬出側の発注者から請け負った施工業者とする。
特定事業区域以外へ搬出する場合の宛名は、搬入側の発注者とし、証明者は搬出側の発注者から請け負った施工業者とする。

別表 2

試　料　の　採　取　方　法

１　搬出する土砂等の採取方法

イ　土壌検査のための試料は、埋立て等に使用しようとする土砂等の採取場所毎に、当該土砂等の量がおおむね 5,000m3 につき１点の割合で採取すること。
　ただし、採取場ごとに１試料は採取すること。

ロ　　上記の場合において、土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、原則として、分散した任意の 5 地点を決め、その 5 地点から採取された土砂等を等量混合し、１試料とすること。

ハ　深さについては、原則として、地表から５０cm までの土砂等を均等に採取することとし、それによりがたい場合は、現場状況などを考慮し適切な採取方法とすること。

別表 3

構　造　上　の　基　準

1　埋立て等

（１）　特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

（２）　著しく傾斜をしている土地において特定事業を施行する場合にあっては特定事業を施行する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤斜面に段切り等の措置が講じられていること。

（３）　埋立て等の高さ（特定事業により生じた法面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び法面（擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該法面の勾配の欄に定めるものであること。

<table>
<tr><th colspan="2">土　砂　等　の　区　分</th><th colspan="2">埋 立 て 等 の 高 さ</th><th>法　面　の　勾　配</th></tr>
<tr><td rowspan="3">砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土その他これらに準ずるもの</td><td rowspan="2">建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土</td><td>土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下、「安定計算」という。）を行った場合</td><td>安全が確保される高さ</td><td>安全が確保される勾配</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>10m以下</td><td>垂直1mに対する水平距離が1.8m（埋立て等の高さが5m以下の場合にあっては、1.5m）以上の勾配</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">5m以下</td><td>垂直1mに対する水平距離が1.5m以上の勾配</td></tr>
<tr><td>その他
(注1)</td><td></td><td colspan="2">安定計算を行い、安全が確保される高さ</td><td>安定計算を行い、安全が確保される勾配</td></tr>
</table>

（４）　擁壁を用いる場合の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 6 条から第 10 条までの 規定に適合すること。

（５）　埋立て等の高さが 5m以上である場合にあっては、埋立て等の高さが 5mごとに幅が 1m以上の段をもうけ、当該段および法面には、雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

（６）　特定事業の完了後の地盤のゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

（７）　法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって、風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

（８）　特定事業区域（法面を除く。）は利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防 止のための措置が講じられていること。

（注１）第 4 種建設発生土及び浚渫土

（９）埋立て区域が 3,000m2 未満の場合、林道事業については上記によらず「岐阜県林道設計指針」によるものとする。

工事発注から完了までの事務フロー

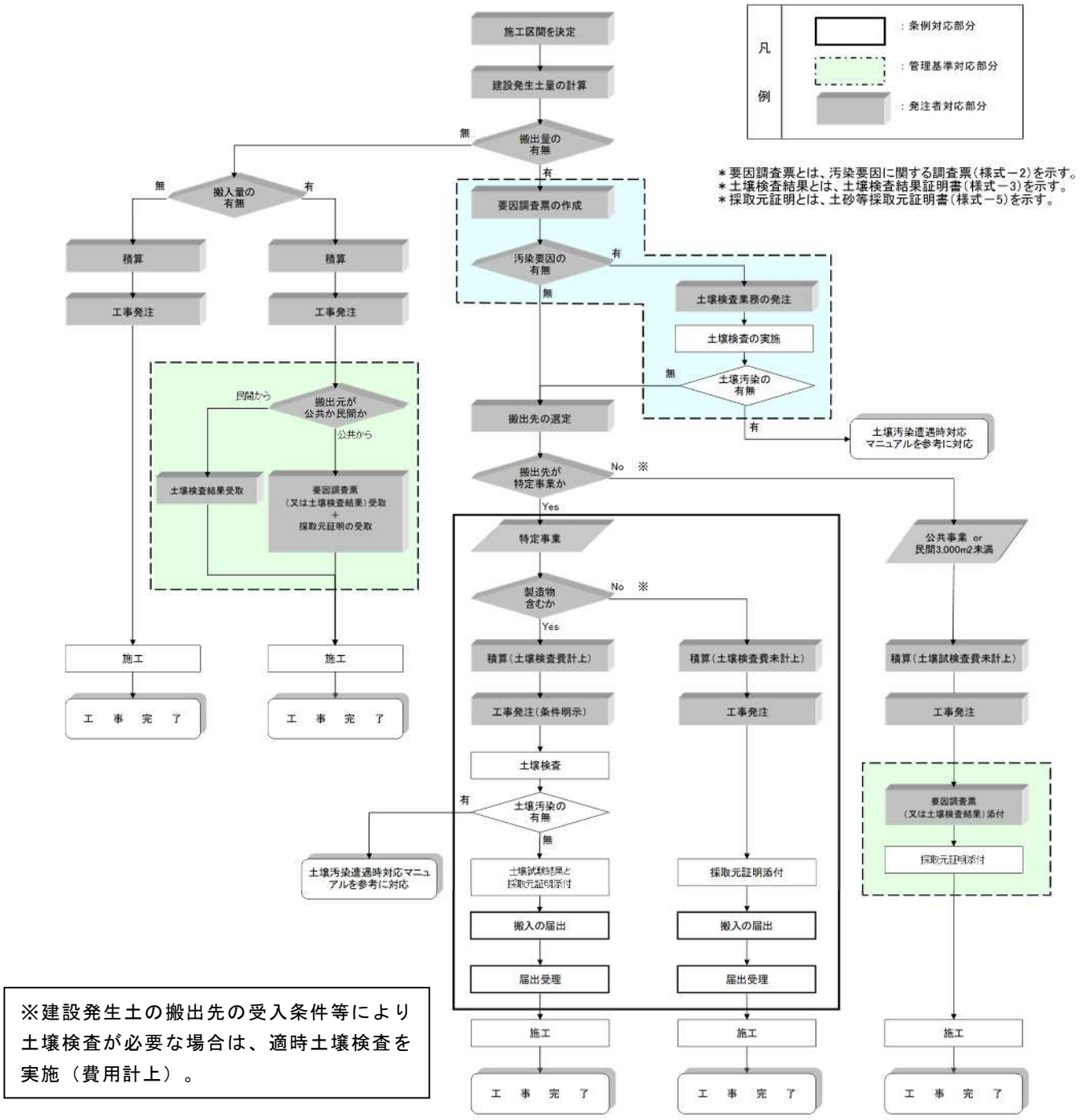
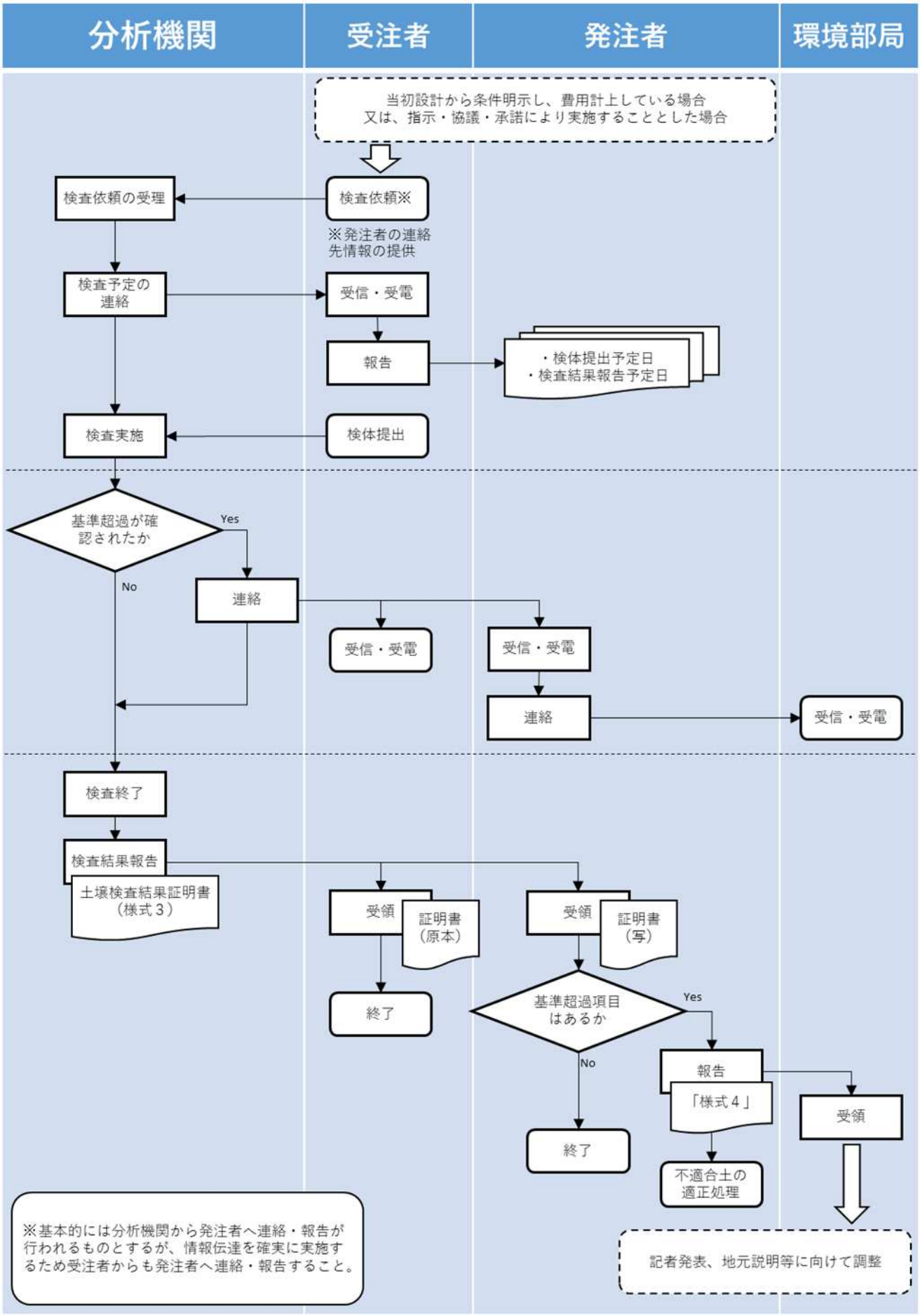
土壌検査の実施から検査結果報告までの事務フロー